

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びインターネット接続役務提供事業者に対するフィルタリング提供義務に関する規定	
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課	電話番号: 03-5253-5843
評価実施時期	平成20年9月22日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状・問題点及び必要性】</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)は、法第2条第7項において、携帯電話インターネット接続役務の定義を定めているが、その具体的内容は政令に委ねられていることから、その役務の範囲を定めるとともに、法第18条が規定するインターネット接続役務提供事業者の義務の適用除外となる「青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合」を定めるもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話インターネット接続役務の範囲(政令第1条) ・法第2条第7項の規定に基づき、政令第1条において、携帯電話インターネット接続役務の範囲を、携帯電話端末又はPHS端末のブラウザを用いてインターネットを閲覧できるようにするために専ら提供されている電気通信役務(法人・団体や事業向けに提供されるものを除く)とする。 ・インターネット接続役務提供事業者のフィルタリング提供義務が適用除外となる場合(政令第2条) ・法第18条の規定に基づき、政令第2条において、インターネット接続役務提供事業者が、利用者の求めに応じフィルタリングを提供する義務を負わない場合を、そのインターネット接続役務の契約者数が5万を超えない場合とする。 	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条第7項、法第17条、第18条</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令(案)第1条、第2条</p>
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>携帯電話インターネット接続役務提供事業者…青少年が青少年有害情報を閲覧する可能性が高い役務については、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する必要があるが、現在事業者により概ね提供されている状況であることから、大きな費用は発生しない。</p> <p>インターネット接続役務提供事業者…インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたとは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを紹介することが求められるため、事務手続の見直しや適切なサポート体制構築のための費用が必要になる。また、自ら青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに提供する場合はそのための費用も必要となる。</p> <p>利用者…新たな費用は発生しない。</p>	
(行政費用)	新たな費用は発生しない。	
(その他の社会的費用)	特になし。	
規制の便益	便益の要素	
	<p>青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供することにより、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を減らすことができ、安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の健全育成に資する。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務(青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いもの)については、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としてその役務を提供する必要が生ずるが、現在携帯電話事業者による取組により、概ね実現している状況であることから、大きな費用は発生しない。一方で、このような役務については、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する必要性及び社会的要請は大きいものであり、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用により青少年有害情報の閲覧する機会を減らすことができることを踏まえると、提供を義務付けることが妥当な範囲である。</p> <p>インターネット接続役務提供事業者については、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供(紹介)することが求められており、事務手続の見直しや適切なサポート体制構築のための費用が必要になるが、5万以上の契約数を有するインターネット接続役務提供事業者とすることにより、小規模なインターネット接続役務提供事業者にとって過度な負担を課すことを避けることができる。したがって、青少年が青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用により、青少年有害情報の閲覧を制限するという目的と比較し、妥当な範囲である。</p> <p>よって、当該規制は、事業者に対し法目的の達成に適切な範囲で義務を課し、事業者に対する過度な規制を定めるものではないことから、適切な水準である。</p>	
有識者の見解その他関連事項	国会審議(平成20年6月10日の参議院内閣委員会)において、フィルタリングサービスを通して、しっかりと青少年有害情報に対する対策がとられることが必要である旨の発言有り。	
レビューを行う時期又は条件	青少年のインターネット利用実態及び青少年有害情報フィルタリングサービスの技術レベル等を踏まえ、必要に応じて適宜改正を行うこととする。	
備考		